

(15) 加盟団体及び会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人岡谷市スポーツ協会（以下「この法人」という。）定款第10条の規定に基づき、この法人の加盟団体の加入及び退会並びに負担金の納入について定め、更にこの法人の運営並びに活動に対して支援する賛助会員について必要な事項を定める。

(加盟団体)

第2条 加盟団体とは、定款第5条に規定する団体をいう。

- 2 スポーツの各競技を代表する市単位の競技団体及びレクリエーション団体とは、それぞれの競技別、あるいはレクリエーション別、統括団体として、適当な組織をもつ団体とする。
- 3 岡谷市の地区を代表する体育団体とは、各地区の社会体育の総合的統括団体として適当な組織をもつ団体とする。
- 4 加盟団体は、本拠地が岡谷市内にあり、その構成員の4分の3以上が岡谷市内に居住または勤務していなければならない。

(加盟手続き)

第3条 この法人の定款第6条の規定により、新たに加盟団体となろうとする団体は、次の書類を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 加盟申請書
 - (2) 会則(規約)
 - (3) 役員名簿（役名、氏名、住所を記載したもの）
 - (4) 組織表及び事務局体制
 - (5) 過去3年の事業報告及び決算書
 - (6) 当該年度事業計画書及び収支予算書
 - (7) 第2条2項に掲げる団体の場合は、それを証する書類
 - (8) 第2条第2項に掲げる団体の場合は、審判員の養成制度について説明する書類
- 2 前項の承認を受けた団体は、毎年年度内に別に定める負担金を納めなければならない。
 - 3 加盟団体は、会則その他提出書類に変更があった場合には、直ちにその旨を会長に届け出なければならない。
 - 4 第1項の規定により承認を受けた場合は、翌年度の4月1日から加盟するものとする。

(負担金)

第4条 加盟団体は、次に定める負担金を毎年納入するものとする。

- (1) 競技団体 年額 4,000円
 - (2) 地区体育協会 年額 2,000円
- 2 退会による負担金の返還は行わない。

(負担金の使途)

第5条 前条の負担金は、毎事業年度における合計額の50%以内で当該年度の公益目的事業以外に使用できる。

(脱退手続き)

第6条 加盟団体が定款第8条の規程によりこの法人を脱退しようとするときは、次の書類を提出し理事会の承認を得なければならない。

- (1) 脱退申請書
- (2) 脱退理由書

2 前項の場合、既納の負担金は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(除名)

第7条 定款第9条の規定により、この法人から除名をしようとするときは、その除名が審議される理事会において、加盟団体に弁明の機会を与えなければならない。

2 前条第2項の規定は、除名の場合に準用する。

(賛助会員)

第8条 賛助会員とは、この法人の目的に賛同した個人又は法人をいう。

2 賛助会員に対し、次の事項を行う。

- (1) この法人が発行する発行物の提供
- (2) この法人が会員に案内をする行事等への招待
- (3) その他

(賛助会費)

第9条 賛助会員は、次に定める会費を毎年納入するものとする。

- (1) 法人会員 年間 1口 20,000円
- (2) 個人会員 年間 1口 5,000円

2 退会による会費の返還は行わない。

(会費の用途)

第10条 前条の賛助会費は、毎事業年度における合計額の80%以内を当該年度の公益目的事業以外に使用できる。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 財団法人岡谷市体育協会加盟団体規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

※ 経 過

平成25年4月1日	施行	
平成30年4月1日	一部改正	
令和2年4月1日	一部改正	(法人の名称の変更)